

生産情報公表養殖魚の日本農林規格の制定について（案）

平成 1 8 年 7 月 2 6 日

農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、生産情報公表養殖魚（生産履歴に関する情報が消費者に提供される養殖魚をいう。以下同じ。）の日本農林規格を制定する。

2 内容

消費者の「食」に対する関心の高まりに対応して、消費者の信頼の確保を図るため、養殖魚の生産履歴に関する情報を正確に伝えることを第三者が認証する生産情報公表養殖魚について、

- (1) 養殖業者等の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理開始年月日
- (2) 養殖場の所在地
- (3) 養殖魚の水揚げの年月日
- (4) 種苗の種類（天然種苗又は人工種苗の別）
- (5) 種苗が漁獲された年月日及び場所（天然種苗の場合）
- (6) 給餌した飼料の名称及び飼料の製造業者の氏名又は名称
- (7) 使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称
- (8) 使用した漁網防汚剤の名称

を生産情報とする内容の規格を制定する。

また、生産情報公表養殖魚の日本農林規格は、当該養殖魚の生産情報を公表することが標準的な養殖魚の生産のプロセスと比較して特色があると認められることから「特色規格」として位置付ける。

生産情報公表養殖魚の日本農林規格（案）

（目的）

第1条 この規格は、生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生産情報	養殖魚の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 養殖業者（養殖魚を管理する者であって、その養殖を業とするものをいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。以下同じ。）の情報を公表する場合にあっては、当該認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者の氏名又は名称及び住所）並びにその管理の開始の年月日 (2) 養殖場の所在地 (3) 養殖魚の水揚げの年月日 (4) 種苗の種類（天然種苗（自然産卵によりふ化した稚魚等を漁具を用いて採捕した種苗をいう。）又は人工種苗（天然種苗以外の種苗をいう。）の別をいう。以下同じ。） (5) 種苗が漁獲された年月日及び場所（種苗の種類が天然種苗である場合に限る。） (6) 養殖業者が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称 (7) 養殖業者が使用した動物用医薬品（種苗に使用された動物用医薬品を含み、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。）の薬効別分類及び名称 (8) 養殖に使用された漁網防汚剤（いけすの網に生物が付着することを防ぐ魚類養殖用の資材をいう。）の名称
生産情報公表養殖魚	次条及び第4条の規格に適合する養殖魚をいう。
識別番号	同一の生産情報を有する養殖魚を識別するために必要な番号又は記号であって、認定生産行程管理者が養殖魚ごとに定めるものをいう。

（生産情報公表養殖魚の規格）

第3条 生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準は、生産情報を識別番号

ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。

第4条 生産情報公表養殖魚の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

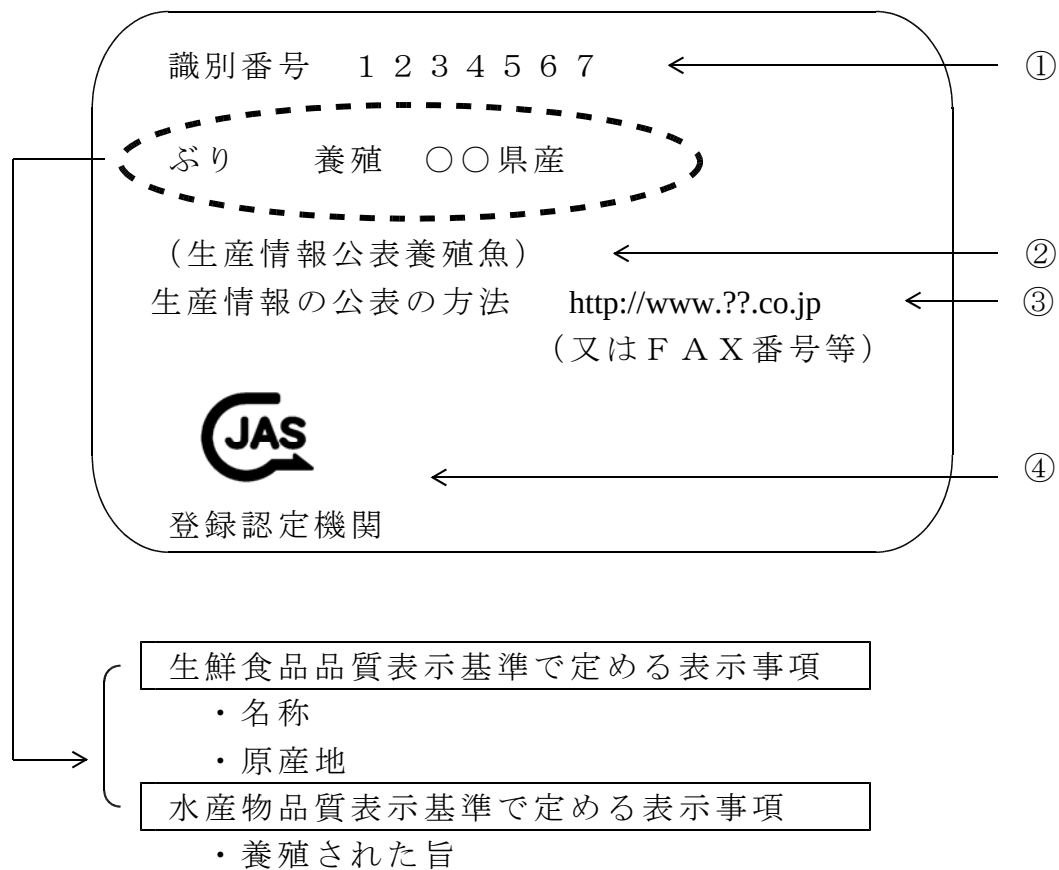
事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 識別番号 (2) 生産情報の公表の方法
表示の方法	生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号に掲げる事項、識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表養殖魚」と記載すること。 (2) 識別番号 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	表示事項の基準に掲げる事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

附 則

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

生産情報公表養殖魚の J A S 規格における表示事項（案）

○表示例（容器もしくは包装の見やすい箇所）



+

J A S 規格に適合した養殖魚の表示事項

- ① 識別番号：識別するための番号又は記号
- ② 生産情報公表養殖魚：名称に近接した箇所に表示
- ③ 生産情報の公表の方法
：生産情報を入手するために必要な連絡先（ホームページアドレス、F A X 番号など）
なお、生産情報が店頭表示されている場合は、省略することができる。
- ④ 生産情報公表 J A S マーク

生産情報公表養殖魚の公表例

識別番号

1234567

養殖業者の氏 名

(有)〇〇水産

養殖業者の住 所

〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

養殖業者の連絡先

000-000-0000

養殖場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇地先水面(▲▲湾)

種苗の種別

天然種苗

漁獲年月日

平成18年〇月〇日

漁獲場所

〇〇県沖

管理の開始年月日

平成18年〇〇月〇〇日

水揚げ年月日

平成18年▲▲月▲▲日

動物用医薬品の
名称及び薬効別分類

有 効 成 分 名

薬効別分類

オキシリン酸

抗菌・抗生物質

飼料の名称
飼料の製造業者名

〇〇飼料((株)▲▲)、■●飼料(□□会社)、魚粉((有)〇〇)、アジ、サバ

漁網防汚剤の名称

ニューマリンエース〇〇

移動履歴情報

①

養殖業者の氏 名

▲▲水産株式会社

養殖業者の住 所

〇〇県〇〇市▲▲2-2-2

養殖業者の連絡先

000-000-××××

養殖場の所在地

〇〇県〇〇市▲▲地先水面(▲▲湾)

管理の開始年月日

平成18年□□月□□日

動物用医薬品の
名称及び薬効別分類

有 効 成 分 名

薬効別分類

イリドウイルス感染症不活化ワクチン

ワクチン

飼料の名称
飼料の製造業者名

〇〇飼料((株)▲▲)、魚粉((有)〇〇)、アジ、サバ

漁網防汚剤の名称

ニューマリンエース〇〇

②

.....

.....

生産情報公表養殖魚における水産用医薬品の公表情報

薬効別分類	名称(有効成分)
抗菌・抗生物質	アモキシシリン
	安息香酸ピコザマイシン
	アンピシリン
	エリスロマイシン
	アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン
	塩酸オキシテトラサイクリン
	オキシリン酸
	ショサマイシン
	エンボン酸スピラマイシン
	スルファジメトキシシリン又はそのナトリウム塩
	スルファモノメトキシシリン又はそのナトリウム塩
	スルファモノメトキシシリン及びオルメトプリムの配合剤
	トピシリン
	チアンフェニコール
	塩酸ドキシサイクリン
	ニフルスチレン酸ナトリウム
	ノボヒオシンナトリウム
	フロルフェニコール
	塩酸リンコマイシン
	ホスホマイシンカルシウム
	スルフィソゾールナトリウム
	ミロキサシン
駆虫剤	メトリホナート
	ブラジクアンテル
	塩化リゾチーム
	過酸化水素
	フェバンテル
麻酔剤(食品添加物)	オイゲノール
消毒剤	ポピドンヨード
	プロノポール
ワクチン (生物学的製剤)	さけ科魚類ビブリオ病不活化ワクチン
	あゆビブリオ病不活化ワクチン
	ぶり α 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン
	イリドウイルス感染症不活化ワクチン
	ぶり α 溶血性レンサ球菌症及びビブリオ病不活化ワクチン
	ぶり属魚類イリドウイルス感染症及び α 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン
	ぶりイリドウイルス感染症、ビブリオ病及び α 溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
胆汁酸製剤	ウルソデオキシコール酸
	胆汁末
アミノ酸製剤	グルタチオン